

ETC スルーカード規定（要約）

1. 「ETC 会員」とは、カード発行会社（以下「当社」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、当社と総称して「両社」という。）所定の会員規約（個人用、一般法人用、または使用者支払型法人用をいい、以下総称して「会員規約」という。）に定める会員のうち、本規定および道路整備特別措置法に基づく有料道路管理者のうち両社が ETC クレジットカード決済契約を締結した事業者（以下「道路事業者」という。）が別途定める ETC システム利用規程を承認のうえ、ETC スルーカード（以下「本カード」という。）の利用を両社所定の方法により申し込み、両社がこれを認めた方をいいます。
2. 両社は、ETC 会員に対し、会員規約に基づき貸与しているカードのうち会員が指定し両社が認めたカード（以下「親カード」という。）に追加して、本カードを発行し、当社が貸与します。なお、本カードの所有権は当社にあり、ETC 会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し、管理しなければなりません。
3. ETC 会員による本カードの利用は、全て親カードの利用とみなされるものとし、本カードの利用代金は、親カードのカード利用代金と合算して、親カードと同様の方法で支払われるものとし、なお、親カードの利用可能な金額の計算にあたり、本カードの利用金額は、親カードの利用残高に合算されます。
4. 本カードの紛失・盗難等については、会員規約における「カードの紛失、盗難による責任の区分」に関する規定が準用されます。ただし、本カードを車内に放置していた場合、紛失・盗難等について重大な過失があったものとみなします。
5. 当社または JCB の故意または過失による場合を除き、両社は、ETC 会員に対して道路上での事故、ETC システム、車載器に関する紛議などに関し、これを解決し、もしくは損害を賠償する等の責任を一切負わないものとし、また、両社は、本カードの紛失、盗難、毀損、変形、機能不良などに基づく、ETC 会員の損失、不利益に関して責任を負いません。ただし、本カードの毀損、変形、機能不良などが両社の責に帰すべき事由（JCB が ETC 会員に本カードを送付する前に既に発生していた事由に限られます。）により生じた場合は、この限りではありません。
6. ETC 本会員もしくは ETC 法人会員が本規定を解約し、または本規定を解除された場合、ETC 会員は直ちに、ETC 家族会員または ETC カード使用者に貸与された本カードを含む全ての本カードを返還または本カードに切り込みを入れて破棄するものとし、全ての本カードの使用を停止しなければならないものとし、ETC 会員が本カードを当社に返還せず、かつ本カードに切り込みを入れて破棄しなかった状態において、他人が本カードを不正に使用した場合には、ETC 会員に重大な過失があったものと推定し、会員規約（カードの紛失、盗難による責任の区分）を準用し、そのカードの利用代金は ETC 本会員または ETC 法人会員（会員規約（使用者支払型法人用）が適用される場合は ETC カード使用者をいう。）の負担とします。ただし、本カードの管理につき、ETC 会員に故意または重大な過失が存在しない場合には、この限りではありません。

7. 会員規約（一般法人用）を承認のうえ申し込んだ場合、同規約に定める代表使用者または連帯保証人は、本カード利用代金その他本規定に基づき ETC 法人会員が負担する一切の債務について、ETC 法人会員と連帯して履行する義務を負うものとします。また、会員規約（使用者支払型法人用）を承認のうえ申し込んだ場合、ETC 法人会員は、本カード利用代金その他本規定に基づき ETC カード使用者が負担する一切の債務について、ETC カード使用者と連帯して履行する義務を負うものとします。

【個人情報の取り扱いに関する同意事項】

8. ETC 会員は、以下に定める ETC 会員の情報を以下に定める目的で両社が道路事業者に対して通知、提供する場合があることに同意するものとします。
 - (1) ETC 会員が、「ハイカ・前払」残高管理サービスおよび ETC マイレージサービスのユーザー登録（本項において変更登録を含む。）に際して本カードの会員番号を誤って登録した場合に、道路事業者が当該 ETC 会員のユーザー登録を有効に完了するため、両社が ETC 会員に代わって道路事業者に対し、当該 ETC 会員の氏名および会員番号にかかる情報を通知すること。
 - (2) 道路事業者が自ら料金を徴収するため（項番 3. の規定にかかわらず、当社が、破産、民事再生または会社更生の申立て等の理由により料金を徴収することが困難となった場合、道路事業者が自ら料金を徴収することがあります。）に、両社が道路事業者に対し、ETC 会員の氏名、住所、電話番号その他 ETC 会員が両社に届け出た当該 ETC 会員の連絡先に関する情報を提供すること。

本規定に定めのない事項は会員規約によるものとします。また、「カード発行会社」は、会員の所属カード会社名に読み替えます。カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、本規定の「当社」、「両社」、「当社または JCB」は、「JCB」と読み替えます。